第 802 回　通関協議会（本関地区）

1.　日　時　令和 8 年 11 月 10 日（火）11 時 00 分～

2.　形　式　オンライン（webex）
※オンライン参加の際は、事前に次頁の遵守事項等をご確認ください。

3.　議　題

【議題1】「12 月5日(土)及び 12 月6日(日)における特別通関業務について」【資料1】
（業務部　管理課）

【議題2】「飲用乳に係る特別緊急関税の発動について」【資料2】

【議題3】「中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）並びに台湾、澎（ほう）湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産又は同国及び同地域から本邦に輸出されたニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対する不当廉売関税の課税について」【資料3】
（業務部　通関総括第2部門）

【議題4】「通関業者の事業環境に関する全国実態調査について」【資料4】
（業務部　首席通関業監督官）

【議題5】「輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部改正に伴う分類例規の改正について」【資料5】【資料6】
（業務部　首席関税鑑査官）

4.　事務局からの連絡事項等

次回第 803 回通関協議会は、令和 8 年 12 月 8 日(火)11:00 の開催を予定しています。
決定次第、幹事店社を通じてお知らせいたします。

税関との Web 会議に参加される皆様へ

税関が主催する Web 会議に参加される場合は、以下の遵守事項等の徹底をお願いします。

○Web 会議システムについて

Web 会議システムは「Microsoft Teams」又は「Webex」を利用します。利用方法等につきましては、対象の HP をご確認ください。

《Microsoft 社 Teams の URL》
https://www.microsoft.com/ja-jp/microsoft-teams/group-chat-software
《Cisco 社 Webex の URL》
https://www.cisco.com/c/m/ja_jp/solutions/webex/how-to-use.html

○参加方法について

税関から通知する会議情報（会議 URL、会議番号、パスワード)を用いてご参加ください。

○遵守事項

Web 会議システムを利用するにあたっては、以下を例とする情報漏えい対策やセキュリティ対策に留意したうえでご利用ください。

・セキュリティ対策（利用する端末へのウイルス対策ソフトの導入等）が施された端末でのご利用をお願いします。
・意図しないカメラへの映り込みや音声の漏れに注意してください。
・予定された利用者に変更がある場合は、あらかじめ税関にご相談願います。
・情報漏えい対策のため、録画・録音は禁止とします。

○留意事項

・税関から Web 会議に使用する機材の貸与・提供は行いません。

以　上

【資料１】

令和８年 11 月６日
横浜税関 業務部

関 係 各 位

12 月５日(土)及び 12 月６日(日)における特別通関業務について

よこはま新港合同庁舎の停電作業に伴い、12 月５日（土）及び 12 月６日（日）（各日午前８時 30 分～午後５時 00 分）における特別通関業務については、下記のとおり、本関１階の仮事務所において行いますので、ご留意ください。

記

1. 場所等

① 本関１階の「業務部 評価部門」を上記期間中における特別通関業務の仮事務所として使用します。
② 庁舎入口は、以下の案内図を参照ください。
（正面玄関はご利用できません。）

2. 入庁・退出時の手続き

【入庁時】
庁舎入口の警備員に社名・入庁目的を伝え、社員証・通関士証票等の身分証を提示後、来庁者台帳に必要事項（氏名・会社名等）を記入してください。
台帳記入後は、警備員から入庁証（バッジ）を受け取り、胸ポケット部分に付けて入庁してください。

【退出時】
入庁証を警備員に返却し、退出してください。

3. 連絡先

① 仮事務所設置期間の連絡先：090-4827-8489
② 上記期間以外の連絡先 ：045-212-6115

4. 留意点

① NACCS を利用した輸出入申告等については、通常どおりのあて先官署・部門コードとなります。
② 貨物確認を実施する場合には、仮事務所まで貨物を持ち込んでいただくこととなります。ただし、重量物など、仮事務所への持込みに支障がある場合には、個別に調整させていただきます。

以上

特別通関部門仮事務所へのアクセス



【資料２】

飲用乳に係る特別緊急関税の発動について

NACCS 掲示板からの転載 （公開日 2026 年 10 月 30 日）

【利用者の皆様へ】

関税暫定措置法第７条の３第１項の規定に基づき、**令和８年 11 月１日から令和９年３月 31 日までの間**、飲用乳（同法別表第１の６第２項）に対する特別緊急関税が発動されます。
適用期間内における当該物品の輸入申告につきましては、「C-5 NACCS 用品目コード（輸入）」中、**「暫定法第７条の３発動時」のものが適用となります**ので、十分ご注意願います。

なお、ご不明な点につきましては、税関にお問い合わせください。
※暫定法第７条の３発動時の NACCS 用品目コードについては令和８年 11 月１日から使用可能となります。

【飲用乳（別表第１の６第２項）に係る発動対象品目】

番号・細分	ＮＡＣＣＳ用品目コード	備考
040120190 †	0401201905	その他のもの
	0401200015	**暫定法第７条の３発動時のもの**

【資料３】

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）並びに台湾、澎（ほう）湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産又は同国及び同地域から本邦に輸出されたニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板に対する不当廉売関税の課税について

NACCS 掲示板からの転載 （公開日 2026 年 10 月 30 日）

【利用者の皆様へ】

関税定率法の別表第七二一九・三一号から第七二一九・九〇号まで並びに第七二二〇・二〇号及び第七二二〇・九〇号に掲げる物品のうち、ニッケルの含有量が全重量の〇・六パーセントを超え、冷間圧延をしたもの（クラッドし、めっきし、又は被覆したもの並びに令第１条第１項第１号ロ⑴及び⑵に掲げる加工したものを除く。）で、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域を原産地とするもの又は同国及び同地域から本邦に輸出されたものに対して、暫定的な不当廉売関税が課されていますが、「ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び鋼板に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」に基づき、当該貨物のうち、**令和８年 10 月 31 日（土）から令和 13 年 10 月 30 日（木）**までの期間内に輸入されるものに対しては、不当廉売関税が課されます。
ご不明な点につきましては、税関にお問い合わせください。

なお、業務コード集に変更はありません。本件に関する NACCS 用不当廉売関税コードは、以下のとおりとなります。

「C-23 内国消費税等種別コード（輸入）」（共通）
不当廉売関税関係
中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く）並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産等※ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板（7219.31-020、7219.32-022、7219.32-023、7219.32-027、7219.32-028、7219.33-022、7219.33-023、7219.33-027、7219.33-028、7219.34-022、7219.34-023、7219.34-027、7219.34-028、7219.35-022、7219.35-023、7219.35-027、7219.35-028、7219.90-010、7220.20-027、7220.20-028、7220.20-029、7220.90-010）

NACCS 用コード	適用税率（%）		修正区分
S013001	42.1	中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く）産等	変更なし
S013002	27.7	政令で定められた生産者により生産されたもの	変更なし
S013003	20.1	台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産等	変更なし
S013004	3.6	政令で定められた生産者により生産されたもの	変更なし

※産等には、同国及び同地域から本邦に輸出されたものを含む

【資料４】

令和８年 11 月

通関業者の皆さま

財務省関税局業務課

通関業者の事業環境に関する全国実態調査について（協力依頼）

日頃から関税政策・税関行政に多大なる御理解と御協力を頂いておりますことに厚く御礼申し上げます。

「総合物流施策大綱（2026 年度～2030 年度）」に掲載されておりますとおり、通関業者の役割の重要性が高まっている中、その経営環境を改善していくことが急務であり、通関業者の適正な業務運営を確保するための環境整備に向けた取組を推進する必要があります。

このため、今般、全国の通関業者の事業環境に関する実態をより詳細に把握することを目的として、下記のとおり「通関業者の事業環境に関する全国実態調査」を実施することとしました。

つきましては、御多忙のところ誠に恐れ入りますが、本調査への積極的な御回答につきまして、御協力をお願いいたします。

記

１．調査の名称：通関業者の事業環境に関する全国実態調査

２．調査実施主体：財務省関税局業務課

３．調査実施対象：通関業者（通関業法第３条第１項の規定に基づく財務大臣の許可を受けている者）

４．調査実施期間：2026 年 11 月９日（月）から 12 月９日（水）まで

５．調査実施項目：（詳細は別添のとおり）
- 基礎情報に関する事項
- 通関業務料金に関する事項
- 関税等の立替払いに関する事項
- その他適正な業務運営に向けた課題等

６．その他

通関業者（法人）全体の状況についての回答（一の通関業者で一の回答）をお願いします。なお、取得した情報は各種政策の検討に必要な範囲内でのみ利用し、個別事業者を特定できる形で公表することはありません。

（以上）

別添

通関業者の事業環境に関する全国実態調査の実施要領

１．調査の名称

通関業者の事業環境に関する全国実態調査

２．調査の目的

全国の通関業者の事業環境に関する実態をより詳細に把握することを目的とします。

３．調査実施主体

財務省関税局業務課

４．調査実施対象

通関業者（通関業法第３条第１項の規定に基づく財務大臣の許可を受けている者）

５．調査実施期間

2026 年 11 月９日（月）から 12 月９日（水）まで

６．調査実施方式

Microsoft Forms

・リンク
https://forms.cloud.microsoft/r/Eim8exu72P

・二次元バーコード

７．調査実施項目（詳細は別紙のとおり）

・基礎情報に関する事項
・通関業務料金に関する事項
・関税等の立替払いに関する事項
・その他適正な業務運営に向けた課題等

〇担当者

財務省関税局業務課通関業係（吉倉、清水、直江）
TEL：03-3581-4111（内線：5393,2530）

別紙

通関業者の事業環境に関する全国実態調査の実施項目

通関業者の事業環境に関する全国実態調査の実施項目は次のとおりです。回答にあたりご不明な点がございましたら、担当者（財務省関税局業務課通関業係）までご連絡ください。

○留意点

※ 本資料は、「通関業者の事業環境に関する全国実態調査」の実施項目について、社内で幅広く共有していただくことを目的として作成したものです。本調査への回答自体は、必ずMicrosoft Formsにて行うよう、ご協力をお願いします。

※ 複数の通関営業所がある場合でも、通関業者（法人）全体の状況についての回答（一の通関業者で一の回答）をお願いします。

※ 「立替払い」とは、通関業者が輸入者等から事前に関税等に相当する額を受領していないにもかかわらず、通関業者が輸入者を代理・代行して行う輸入（納税）申告に係る関税等について、通関業者が自己の資金により一時的に立て替えて支払い、その後、輸入者等から回収することをいいます。

※ 「BtoB」とは企業間取引（Business to Business）のことを、「BtoC」とは個人消費者向け取引（Business to Consumer）のことをそれぞれいいます。

○基礎情報に関する事項

Ｑ１　通関業者名（法人名）を記載してください。

[テキスト（必須)]

【備考】

個人事業者の場合は、個人事業者名を記載してください。

Ｑ２　法人番号を半角数字（13桁）で記載してください。

[テキスト（必須)]

【備考】

個人事業者の場合は、「9999999999999」と記載してください。

Ｑ３　本調査の回答内容について当局から確認事項がある場合の窓口となる部署・担当者・連絡先（電話番号・メールアドレス）を記載してください。

［テキスト（必須)］

【備考】

一の通関業者から複数の回答をいただいた場合や、回答について詳細を確認する必要があった場合に当局から連絡するために記載をお願いするものです。設問によって部署（担当者）が異なる場合には、その旨を明示して複数の部署（担当者）を記載いただくか、代表して窓口となる部署（担当者）の記載をお願いします。

Ｑ４　認定通関業者（AEO 通関業者）ですか。

［選択式（単一)］

１．認定通関業者である
２．認定通関業者ではない

Ｑ５　加盟している業界団体について、当てはまるものを全て選択してください。（複数回答可）

［選択式（複数)］

１．東京通関業会
２．横浜通関業会
３．神戸通関業会
４．大阪通関業会
５．名古屋通関業会
６．門司通関業会
７．長崎通関業会
８．函館通関業会
９．沖縄通関業会
10．日本関税協会（東京支部）
11．日本関税協会（横浜支部）

12. 日本関税協会（神戸支部）
13. 日本関税協会（大阪支部）
14. 日本関税協会（名古屋支部）
15. 日本関税協会（門司支部）
16. 日本関税協会（長崎支部）
17. 日本関税協会（函館支部）
18. 日本関税協会（沖縄支部）
19. 上記いずれの業界団体にも加盟していない

Ｑ６　資本金について、当てはまるものを選択してください。

［選択式（単一）］

１．50 億円以上
２．10 億円以上 50 億円未満
３．５億円以上 10 億円未満
４．１億円以上５億円未満
５．５千万円以上１億円未満
６．１千万円以上５千万円未満
７．１千万円未満

【備考】
個人事業者の場合は、元入金又は事業用資金の額を記載してください。

Ｑ７　取扱貨物について、当てはまるものを全て選択してください。（複数回答可）

［選択式（複数）］

１．輸出・海上・BtoB
２．輸出・海上・BtoC
３．輸出・航空・BtoB
４．輸出・航空・BtoC
５．輸入・海上・BtoB
６．輸入・海上・BtoC
７．輸入・航空・BtoB
８．輸入・航空・BtoC
９．その他（自由記載）

○通関業務料金に関する事項

Ｑ８　令和７（2025）年１月以降、通関業務料金の見直し（値上げ）を実施しましたか。

［選択式（単一）］

１．実施した
２．実施していないが検討中　　→Q11 へ
３．実施しておらず、実施する予定もない　　→Q16 へ

Ｑ９　通関業務料金の見直し（値上げ）の実施を決定した時期について、当てはまるものを選択してください。

［選択式（単一）］

１．令和８（2026）年 10 月以降
２．令和８（2026）年７月から９月までの間
３．令和８（2026）年４月から６月までの間
４．令和８（2026）年１月から３月までの間
５．令和７（2025）年 10 月から 12 月までの間
６．令和７（2025）年７月から９月までの間
７．令和７（2025）年４月から６月までの間
８．令和７（2025）年１月から３月までの間

Q10　通関業務料金の見直し（値上げ）の改定率について、当てはまるものを選択してください。

［選択式（単一）］

１．30%以上
２．20%以上 30%未満
３．10%以上 20%未満
４．10%未満

【備考】

通関業務の種別（例：輸出申告、輸入申告等）ごとに改定率が異なる場合等、複数に該当する場合には、最も収入（総額）に影響を与えるものの改定率を一つ選択してください。

Q11　通関業務料金の見直し（値上げ）を決定した理由、又は現時点で見直しを行っていないが検討中である理由について、当てはまるものを全て選択してください。（複数回答可）

［選択式（複数）］

１．労務費（人件費）の上昇
２．設備（システム等）など労務費以外のコスト上昇
３．EPA の拡大等を背景とした通関業務の複雑化
４．他社における通関業務料金の見直し（値上げ）の動向
５．行政機関の取組（総合物流施策大綱、荷主等への依頼・周知（関税局・税関）、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（公正取引委員会・内閣官房）等）
６．その他（自由記載）

Q12　令和７（2025）年１月以降、通関業務料金の見直し（値上げ）に向けて、荷主等（顧客）と交渉しましたか。

［選択式（単一）］

１．交渉した
２．交渉していない　→Q15 へ

Q13　通関業務料金の見直し（値上げ）に向けた荷主等（顧客）との交渉の結果、値上げに応じてくれた荷主等の割合について、当てはまるものを選択してください。

［選択式（単一）］

１．10 割（全て）
２．８割以上 10 割未満
３．６割以上８割未満
４．４割以上６割未満
５．２割以上４割未満
６．２割未満

Q14　荷主等（顧客）への通関業務料金の見直し（値上げ）に係る交渉の際に役立った取組があれば、当てはまるものを全て選択してください。（複数回答可）

［選択式（複数）］

１．総合物流施策大綱
２．荷主等に対する委託先の通関業者との取引に対する一層の配慮の依頼・周知（関税局・税関）
３．公正取引委員会の取組（独禁法、取適法、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針等）
４．報道機関の記事等
５．特になし
６．その他（自由記載）

Q15　通関業務料金の見直し（値上げ）に向けた荷主等（顧客）との交渉における課題について、当てはまるものを全て選択してください。（複数回答可）

［選択式（複数）］

１．同業他社との受注競争の観点で、見直しの交渉は申し入れづらい
２．荷主等との力関係で、見直しの交渉は申し入れづらい
３．交渉を申し入れても交渉のテーブルについてくれない
４．その他（自由記載）

→Q17 へ

Q16　通関業務料金の見直し（値上げ）を実施しておらず、実施する予定もない理由について、記載してください。

［テキスト（必須）］

Q17　労務費等のコストを通関業務料金へ適切に転嫁していくため、行政に求める取組があればご記載ください。

［テキスト（任意）］

○関税等の立替払いに関する事項

Q18　輸入貨物を取り扱っていますか。

［選択式（単一）］

１．取り扱っている
２．取り扱っていない　→Q45 へ

Q19　令和７（2025）年１月以降、立替払いの取扱いの見直し（段階的な解消等）を実施しましたか。

［選択式（単一）］

１．実施した
２．実施していないが検討中　→Q21 へ
３．実施しておらず、実施する予定もない　→Q22 へ

Q20　立替払いの取扱いの見直し（段階的な解消等）を決定した時期について、当てはまるものを選択してください。

［選択式（単一）］

１．令和８（2026）年 10 月以降
２．令和８（2026）年７月から９月までの間
３．令和８（2026）年４月から６月までの間
４．令和８（2026）年１月から３月までの間
５．令和７（2025）年 10 月から 12 月までの間
６．令和７（2025）年７月から９月までの間
７．令和７（2025）年４月から６月までの間
８．令和７（2025）年１月から３月までの間

Q21　立替払いの取扱いの見直し（段階的な解消等）を決定した理由、又は現時点で見直しを行っていないが検討中である理由について、当てはまるものを全て選択してください。（複数回答可）

［選択式（複数）］

１．金利上昇等に伴う資金調達コストの増加
２．取引相手の信用状況が悪化
３．立替金の回収遅延が発生
４．他社における立替払いの取扱いの見直し（段階的な解消等）の動向
５．行政機関の取組（総合物流施策大綱、荷主等への依頼・周知（関税局・税関）等）
６．その他（自由記載）

Q22　現在、立替払いを行っていますか。

［選択式（単一）］

１．行っている
２．行っていない　→Q44 へ

Q23　立替払いを行う対価として、手数料等を徴収していますか。

［選択式（単一）］

１．手数料等を徴収している
２．手数料等を徴収していない　→Q25 へ

【備考】
「●●手数料」「▲▲サービス料」など名目の如何を問いません。

Q24　立替払いを行う対価として徴収している手数料等について、その内容を記載してください。

［テキスト（必須）］

【記載例】

「立替額の●%の手数料を得ている」「立替払いを行うことを前提として、輸入（納税）申告１件当たり定額●円の手数料を得ている」「“●●料”という名目の料金に、立替払いを行う対価も包含されている」

Q25　立替払いを行っている理由について、当てはまるものを全て選択してください。（複数回答可）

［選択式（複数）］

１．貨物を早期に引き取るため
２．手数料等を徴収するため
３．他社との受注競争に勝つため
４．荷主等（顧客）からの要請に対応するため
５．昔からの商慣習であるため
６．荷主等（顧客）が NACCS の納税環境等（納期限の延長制度、リアルタイム口座振替による納付機能、マルチペイメントネットワークによる電子納付機能）に対応できないため
７．その他（自由記載）

【参考】

〇関税等の納期限延長制度の概要
https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1302_jr.htm
〇リアルタイム口座振替方式（ダイレクト方式）の導入
https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/mpn/mpn_direct.htm
〇関税・消費税等の納付に係るマルチペイメントネットワーク対応について
https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/mpn/mpn_gaiyou.htm

Q26　立替払いを行っている輸入（納税）申告の件数（月間の合計件数）について、当てはまるものを選択してください。

［選択式（単一）］

１．１万件以上
２．１千件以上１万件未満

３．100 件以上１千件未満
４．50 件以上 100 件未満
５．10 件以上 50 件未満
６．10 件未満

【備考】
　月ごとに異なる場合等、複数に該当する場合には、直近で税関に提出した営業報告書（通関業法第 22 条第３項）に係る事業年度のうち、最も輸入（納税）申告の件数が多い月間のものを一つ選択してください。

Q27　立替払いを行っている輸入（納税）申告に係る納税額（月間の総合計額）について、当てはまるものを選択してください。

［選択式（単一）］

１．10 億円以上
２．５億円以上 10 億円未満
３．１億円以上５億円未満
４．５千万円以上１億円未満
５．１千万円以上５千万円未満
６．１千万円未満

【備考】
　月ごとに異なる場合等、複数に該当する場合には、直近で税関に提出した営業報告書（通関業法第 22 条第３項）に係る事業年度のうち、最も輸入（納税）申告に係る納税額が大きい月間のものを一つ選択してください。

Q28　立替払いから回収までに要する期間について、当てはまるものを選択してください。

［選択式（単一）］

１．３か月超
２．２か月超３か月以内
３．１か月超２か月以内
４．２週間超１か月以内
５．１週間超２週間以内

６．１週間以内

【備考】
月ごとに異なる場合等、複数に該当する場合には、直近で税関に提出した営業報告書（通関業法第 22 条第３項）に係る事業年度のうち、最も立替払いの額が大きい月間の中で、一番長く回収までの期間を要したものを一つ選択してください。

Q29　立替払いを負担に感じていますか。

［選択式（単一）］

１．負担に感じている
２．負担とは感じていない　→Q31 へ
３．どちらとも言えない　→Q32 へ

Q30　立替払いを負担に感じている理由について、当てはまるものを全て選択してください。（複数回答可）

［選択式（複数）］

１．金利上昇等に伴う資金調達コストが増加したため
２．取引相手の信用状況に不安があるため
３．立替払いやその回収に関する事務が煩雑であるため
４．その他（自由記載）

→Q33 へ

Q31　立替払いを負担とは感じていない理由について、当てはまるものを全て選択してください。（複数回答可）

［選択式（複数）］

１．貨物を早期に引き取るため
２．手数料等を徴収するため
３．負担と感じるほどの金額（立替額）ではないため

４．荷主等（顧客）の信用状況に不安がないため
５．立替額を早期に回収できているため
６．他社との受注競争に勝つために必要な対応であるため
７．荷主等（顧客）からの要請を顧客サービスの一貫として受け入れているため
８．昔からの商慣習として受け入れているため
９．取引相手との関係性の維持に必要な対応であるため
10．その他（自由記載）

→Q33 へ

Q32　立替払いを負担に感じているか否かについて「どちらとも言えない」理由を記載してください。

［テキスト（必須）］

Q33　立替払いをやめたいですか。

［選択式（単一）］

１．やめたい
２．できればやめたい
３．やめるつもりはない　→Q43 へ

Q34　立替払いを「やめたい」又は「できればやめたい」と感じている理由を記載してください。

［選択式（単一）］
１．負担に感じているため
２．その他（自由記述）

Q35　立替払いを「やめたい」又は「できればやめたい」と感じている輸入（納税）申告について、立替額が多い主な品目（輸入統計品目表（実行関税率表）上の類（上位２桁の番号））を選択してください。（複数回答可）

［選択式（複数）］

１．第１類
２．第２類
（～記載省略～）
77. 第 77 類（選択不可）
（～記載省略～）
96. 第 96 類
97. 第 97 類

Q36　令和７（2025）年１月以降、立替払いの取扱いの見直しに向けて、荷主等（顧客）に交渉を申し入れましたか。

［選択式（単一）］

１．申し入れた
２．申し入れていない　→Q39 へ

Q37　荷主等（顧客）との交渉の結果、どのくらいの荷主等が応じてくれたか、その割合（顧客数ベース）について、当てはまるものを選択してください。

［選択式（単一）］

１．10 割（全て）
２．８割以上 10 割未満
３．６割以上８割未満
４．４割以上６割未満
５．２割以上５割未満
６．２割未満

Q38　荷主等（顧客）への立替払いの見直しに係る交渉の際に役立った取組があれば、当てはまるものを全て選択してください。（複数回答可）

［選択式（複数）］

１．総合物流施策大綱
２．荷主等に対する委託先の通関業者との取引に対する一層の配慮の依頼・周知（関税局・税関）
３．納税環境（納期限の延長制度、リアルタイム口座振替による納付機能、マルチペイメントネットワークによる電子納付機能）の整備（関税局・税関）
４．公正取引委員会の取組（独禁法、取適法等）
５．報道機関の記事等
６．特になし
７．その他（自由記載）

【参考】
〇関税等の納期限延長制度の概要
https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1302_jr.htm
〇リアルタイム口座振替方式（ダイレクト方式）の導入
https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/mpn/mpn_direct.htm
〇関税・消費税等の納付に係るマルチペイメントネットワーク対応について
https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/mpn/mpn_gaiyou.htm

Q39　NACCS の新たな納税環境として、一般貨物の輸入申告に係る関税等の納付について、クレジットカード・スマートフォン決済アプリによる電子納付が可能（令和９（2027）年３月予定）となりますが、立替払いの取扱いの見直しの観点で、当てはまるものを選択してください。

[選択式（単一）]

１．立替払いの取扱いの見直しの観点で有効となる可能性がある
２．立替払いの取扱いの見直しの観点で有効となるとは思わない
３．どちらとも言えない

【参考】
〇クレジットカード決済・スマホアプリ決済を利用した電子納付
https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/mpn/card_sppay.htm

Q40　立替払いの取扱いの見直しに向けた荷主等（顧客）との交渉における課題について、当てはまるものを全て選択してください。（複数回答可）

［選択式（複数）］

１．同業他社との受注競争の観点で、見直しの交渉は申し入れづらい
２．荷主等との力関係で、見直しの交渉は申し入れづらい
３．交渉を申し入れても交渉のテーブルについてくれない
４．その他（自由記載）

Q41　立替払いの取扱いの見直しに向けて、NACCS の納税環境（リアルタイム口座等）で改善が必要な点があればご記載ください。

［テキスト（任意）］

Q42　立替払いの取扱いの見直しに向けて、NACCS の納税環境以外の面で、行政に求める取組があればご記載ください。

［テキスト（任意）］

→Q45 へ

Q43　立替払いをやめるつもりがない理由について、当てはまるものを選択してください。

［選択式（単一）］

１．負担に感じていないため
２．その他（自由記述）

→Q45 へ

Q44　立替払いを行っていない理由について、当てはまるものを選択してください。

［選択式（単一）］

１．関税等の納付が必要な輸入貨物を取り扱っていない

２．荷主等から要請を受けることがない
３．荷主等から要請を受けても断る方針としている
４．その他（自由記載）

○その他適正な業務運営に向けた課題等

Q45　適正な業務運営を行うために必要な人材（通関士等）の確保・育成の状況について、当てはまるものを選択してください。

［選択式（単一）］

１．十分に確保・育成できている　　→Q48 へ
２．概ね確保・育成できている　　→Q48 へ
３．やや不十分である
４．不十分である

Q46　「やや不十分である」又は「不十分である」人材について、当てはまるものを全て選択してください。（複数回答可）

［選択式（複数）］

１．通関士
２．通関士以外の通関従業者
３．システム担当
４．営業（顧客管理）担当
５．総務・管理担当
６．情報セキュリティ担当
７．コンプライアンス担当
８．その他（自由記載）

Q47　人材の確保・育成が「やや不十分である」又は「不十分である」と考える理由について、記載してください。

［テキスト（必須）］

Q48　適正な業務運営を行うために必要な設備（システム等）について、当てはまるものを選択してください。

[選択式（単一）]

1．十分に確保されている　　→Q50 へ
2．概ね確保されている　　→Q50 へ
3．やや不十分である
4．不十分である

Q49　設備（システム等）が「やや不十分である」又は「不十分である」と考える理由について、記載してください。

[テキスト（必須）]

Q50　人材や設備（システム等）以外で投資が必要であると認識しているもの等、適正な業務運営の確保に向けて解消すべき課題があれば、記載してください。

[テキスト（任意）]

Q51　恒常的に BtoC による輸入貨物（海上貨物又は航空貨物）を取り扱っていますか。

[選択式（単一）]

1．取り扱っている
2．取り扱っていない →Q53 へ

Q52　恒常的に BtoC による輸入貨物（海上貨物又は航空貨物）を取り扱うにあたり、適正な業務の確保に向けて工夫している点や課題と感じている点について、記載してください。

[テキスト（必須)]

Q53　恒常的にBtoCによる輸入貨物（海上貨物又は航空貨物）を取り扱っていない理由について、当てはまるものを選択してください。

[選択式（単一)]

1．事業として関心がないため　→　Q55へ
2．事業として関心はあるが、BtoCによる輸入貨物（海上貨物又は航空貨物）の取扱いには課題があるため
3．その他（自由記載）　→Q55へ

Q54　恒常的にBtoCによる輸入貨物（海上貨物又は航空貨物）を取り扱うために、課題があると考えている事項や、制度・手続面を含め改善が望ましいと考えている事項について、記載してください。

[テキスト（任意)]

<u>○最後に</u>

Q55　通関業者が適正な業務運営を行うための事業環境の整備に向けた関税局・税関の取組に関する評価、意見、要望等があれば、記載してください。

[テキスト（任意)]

【資料５】

○財務省告示第二百九十七号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、令和九年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

令和八年十月三十日

財務大臣　片山さつき

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下、「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後					改正前				
輸出統計品目表 ［略］					輸出統計品目表 ［同左］				
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			Ⅰ	Ⅱ				Ⅰ	Ⅱ
［略］					［同左］				
03.01 ～ 03.05		［略］			03.01 ～ 03.05		［同左］		
03.06		甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）及び蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）			03.06		甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）及び蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）		
		［略］					［同左］		
0306.11 ～ 0306.39		［略］			0306.11 ～ 0306.39		［同左］		
		－その他のもの					－その他のもの		
0306.91		［略］			0306.91		［同左］		
0306.92	000	－－ロブスター（ホマルス属のもの）		KG	0306.92		－－ロブスター（ホマルス属のもの）		
						010	－－－くん製したもの		KG
						090	－－－その他のもの		KG
0306.93		［略］			0306.93		［同左］		
0306.94	000	－－ノルウェーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス）		KG	0306.94		－－ノルウェーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス）		
						010	－－－くん製したもの		KG
						090	－－－その他のもの		KG
0306.95		［略］			0306.95		［同左］		
0306.99		［略］			0306.99		［同左］		

03.07		軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）及びくん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。） －かき			03.07		軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）及びくん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。） －かき				
0307.11		［略］			0307.11		［同左］				
0307.12		－－冷凍したもの			0307.12	000	－－冷凍したもの		KG		
	100	－－－完全に殻を除いたもの		KG							
	900	－－－その他のもの		KG							
0307.19 ～ 0307.99		［略］			0307.19 ～ 0307.99		［同左］				
03.08		水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）及びくん製した水棲無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。） ［略］			03.08		水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）及びくん製した水棲無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。） ［同左］				
0308.11 ～ 0308.29		［略］			0308.11 ～ 0308.29		［同左］				
0308.30	000	－くらげ（ロピレマ属のもの）		KG	0308.30		－くらげ（ロピレマ属のもの）				
						100	－－くん製したもの		KG		
						900	－－その他のもの		KG		
0308.90		［略］			0308.90		［同左］				
03.09		［略］			03.09		［同左］				
［略］					［同左］						
15.01 ～ 15.04 15.05		［略］			15.01 ～ 15.04 15.05		［同左］				

1505.00	000	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）		KG	1505.00		ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）		
						100	－ラノリン		KG
						900	－その他のもの		KG
15.06					15.06				
～		［略］			～		［同左］		
15.22					15.22				
［略］					［同左］				
16.01					16.01				
～		［略］			～		［同左］		
16.04					16.04				
16.05		甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）			16.05		甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）		
1605.10					1605.10				
～		［略］			～		［同左］		
1605.40					1605.40				
		－軟体動物					－軟体動物		
1605.51		－－かき			1605.51		－－かき		
	100	－－－気密容器入りのもの		KG		100	－－－気密容器入りのもの		KG
		－－－その他のもの				900	－－－その他のもの		KG
	910	－－－－バッター液、パン粉又はこれらに類するもので覆ったもの（加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）		KG					
	990	－－－－その他のもの		KG					
1605.52		－－スキャロップ（いたや貝を含む。）			1605.52	000	－－スキャロップ（いたや貝を含む。）		KG
	100	－－－干し貝柱		KG					
	900	－－－その他のもの		KG					
1605.53					1605.53				
～		［略］			～		［同左］		
1605.69					1605.69				
［略］					［同左］				
19.01					19.01				
～		［略］			～		［同左］		
19.03					19.03				

19.04		穀物又は穀物産品を膨張させて又はいつて得た調製食料品（例えば、コーンフレーク）並びに粒状又はフレーク状の穀物（とうもろこしを除く。）及びその他の加工穀物（粉、ひき割り穀物及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの（他の項に該当するものを除く。）			19.04		穀物又は穀物産品を膨張させて又はいつて得た調製食料品（例えば、コーンフレーク）並びに粒状又はフレーク状の穀物（とうもろこしを除く。）及びその他の加工穀物（粉、ひき割り穀物及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの（他の項に該当するものを除く。）		
1904.10					1904.10				
～		［略］			～		［同左］		
1904.30					1904.30				
1904.90		－その他のもの			1904.90		－その他のもの		
		－－米のもの				010	－－米のもの		KG
	011	－－－小売用の容器入りにしたもので１包の正味重量が４００グラム以下のもの（冷凍保存が必要なものを除く。）		KG					
	019	－－－その他のもの		KG					
	090	－－その他のもの		KG		090	－－その他のもの		KG
19.05		パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品			19.05		パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品		
1905.10					1905.10				
～		［略］			～		［同左］		
1905.40					1905.40				
1905.90		－その他のもの			1905.90		－その他のもの		
	100	－－あられ、せんべいその他これらに類する米菓		KG		100	－－あられ、せんべいその他これらに類する米菓		KG
	800	－－その他のもの（冷凍保存が必要なものに限る。）		KG			［新規］		
	900	－－その他のもの		KG		900	－－その他のもの		KG
［略］					［同左］				
21.01		［略］			21.01		［同左］		
21.02		［略］			21.02		［同左］		
21.03		ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード			21.03		ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード		
2103.10					2103.10				
～		［略］			～		［同左］		

2103.30					2103.30				
2103.90		－その他のもの			2103.90		－その他のもの		
	100	－－味噌		KG		100	－－味噌		KG
	200	－－インスタントカレーその他のカレー調製品		KG		200	－－インスタントカレーその他のカレー調製品		KG
	300	－－ウスターソースその他これに類する物品		KG		300	－－ウスターソースその他これに類する物品		KG
	400	－－マヨネーズ		KG		400	－－マヨネーズ		KG
	500	－－ドレッシングその他これに類する物品（マヨネーズを除く。）		KG		500	－－ドレッシングその他これに類する物品（マヨネーズを除く。）		KG
	600	－－醤油をもととした調製品（液状のものに限り、ドレッシングその他これに類する物品を除く。）		KG			［新規］		
	900	－－その他のもの		KG		900	－－その他のもの		KG
21.04		スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品			21.04		スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品		
2104.10		－スープ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品			2104.10	000	－スープ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品		KG
	100	－－即席味噌汁		KG					
	900	－－その他のもの		KG					
2104.20		［略］			2104.20		［同左］		
21.05		［略］			21.05		［同左］		
21.06		調製食料品（他の項に該当するものを除く。）			21.06		調製食料品（他の項に該当するものを除く。）		
2106.10		［略］			2106.10		［同左］		
2106.90		－その他のもの			2106.90		－その他のもの		
	200	－－豆腐		KG		200	－－豆腐		KG
	300	－－ビタミン、ミネラル、アミノ酸又は不飽和脂肪酸をもととした栄養補助食品（小売用の容器入りにしたものに限る。）		KG		300	－－ビタミン、ミネラル、アミノ酸又は不飽和脂肪酸をもととした栄養補助食品（小売用の容器入りにしたものに限る。）		KG
	400	－－こんにやく		KG			［新規］		
	900	－－その他のもの		KG		900	－－その他のもの		KG
［略］					［同左］				
22.01		［略］			22.01		［同左］		
22.02		水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第２０．０９項の果実、ナット又は野菜のジュースを除く。）			22.02		水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第２０．０９項の果実、ナット又は野菜のジュースを除く。）		
2202.10		－水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）			2202.10	000	－水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）		L

	100	－－炭酸水（果汁の含有量が全重量の１０％未満のものに限る。）		L						
	900	－－その他のもの		L						
		［略］					［同左］			
2202.91		［略］			2202.91		［同左］			
2202.99		［略］			2202.99		［同左］			
22.03					22.03					
～		［略］			～		［同左］			
22.09					22.09					
［略］					［同左］					
		［略］					［同左］			
28.01					28.01					
～		［略］			～		［同左］			
28.49					28.49					
28.50					28.50					
2850.00		水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、第２８．４９項の炭化物に該当するものを除く。）			2850.00	000	水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、第２８．４９項の炭化物に該当するものを除く。）			KG
	100	－窒化ガリウム		KG						
	900	－その他のもの		KG						
28.52		［略］			28.52		［同左］			
28.53		りん化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く。）、その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）、圧搾空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）			28.53		りん化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く。）、その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）、圧搾空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）			
2853.10		［略］			2853.10		［同左］			
2853.90		－その他のもの			2853.90		－その他のもの			
	100	－－リチウム＝ビス（フルオロスルホニル）イミド		KG		100	－－リチウムビス（フルオロスルホニル）イミド			KG
	200	－－砒化ガリウム		KG			［新規］			
	900	－－その他のもの		KG		900	－－その他のもの			KG
［略］					［同左］					
		［略］					［同左］			
29.01		［略］			29.01		［同左］			

29.02		［略］			29.02		［同左］		
29.03		炭化水素のハロゲン化誘導体			29.03		炭化水素のハロゲン化誘導体		
		［略］					［同左］		
2903.11					2903.11				
〜		［略］			〜		［同左］		
2903.69					2903.69				
		－非環式炭化水素のハロゲン化誘導体（二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。）					－非環式炭化水素のハロゲン化誘導体（二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。）		
2903.71					2903.71				
〜		［略］			〜		［同左］		
2903.78					2903.78				
2903.79		－－その他のもの			2903.79		－－その他のもの		
		－－－メタン、エタン又はプロパンをふつ素及び塩素を用いてハロゲン化したもの					－－－メタン、エタン又はプロパンをふつ素及び塩素を用いてハロゲン化したもの		
		［削除］				110	－－－－ジクロロフルオロメタン（ＨＣＦＣ―２１）	KG	
	120	－－－－クロロテトラフルオロエタン（ＨＣＦＣ―１２４）	KG			120	－－－－クロロテトラフルオロエタン（ＨＣＦＣ―１２４）	KG	
	190	－－－－その他のもの	KG			190	－－－－その他のもの	KG	
		－－－その他のもの					－－－その他のもの		
	910	－－－－その他のハロゲン化誘導体（メタン、エタン又はプロパンをふつ素及び臭素を用いてハロゲン化したものに限る。）	KG			910	－－－－その他のハロゲン化誘導体（メタン、エタン又はプロパンをふつ素及び臭素を用いてハロゲン化したものに限る。）	KG	
	990	－－－－その他のもの	KG			990	－－－－その他のもの	KG	
		［略］					［同左］		
2903.81					2903.81				
〜		［略］			〜		［同左］		
2903.99					2903.99				
29.04					29.04				
〜		［略］			〜		［同左］		
29.16					29.16				
29.17		ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			29.17		ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
		［略］					［同左］		

2917.11					2917.11						
～		［略］			～		［同左］				
2917.20					2917.20						
		－芳香族ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体					－芳香族ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体				
2917.32					2917.32						
～		［略］			～		［同左］				
2917.35					2917.35						
2917.36	000	－－テレフタル酸及びその塩		KG	2917.36		－－テレフタル酸及びその塩				
						100	－－－テレフタル酸			KG	
						900	－－－その他のもの			KG	
2917.37		［略］			2917.37		［同左］				
2917.39		［略］			2917.39		［同左］				
29.18					29.18						
～		［略］			～		［同左］				
29.30					29.30						
29.31		その他のオルガノインオルガニック化合物			29.31		その他のオルガノインオルガニック化合物				
2931.10					2931.10						
～		［略］			～		［同左］				
2931.59					2931.59						
2931.90		－その他のもの			2931.90	000	－その他のもの			KG	
	100	－－トリメチルガリウム及びトリエチルガリウム		KG							
	900	－－その他のもの		KG							
29.32					29.32						
～		［略］			～		［同左］				
29.42					29.42						
［略］					［同左］						
37.01					37.01						
～		［略］			～		［同左］				
37.04					37.04						
37.05					37.05						
3705.00		写真用のプレート及びフィルム（露光し、かつ、現像したものに限るも			3705.00	000	写真用のプレート及びフィルム（露光し、かつ、現像したものに限るも				

		のとし、映画用フィルムを除く。）						のとし、映画用フィルムを除く。）	SM	KG	
	100	－集積回路製造用のフォトマスク及びフォトレチクル	SM	KG							
	900	－その他のもの	SM	KG							
37.06		［略］			37.06		［同左］				
37.07		［略］			37.07		［同左］				
［略］					［同左］						
38.01					38.01						
〜		［略］			〜		［同左］				
38.17					38.17						
38.18					38.18						
3818.00		元素を電子工業用にドープ処理したもの（円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたものに限る。）及び化合物を電子工業用にドープ処理したもの			3818.00		元素を電子工業用にドープ処理したもの（円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたものに限る。）及び化合物を電子工業用にドープ処理したもの				
	100	－けい素のもの		KG		100	－けい素のもの			KG	
	200	－窒化ガリウム又は砒化ガリウムのもの		KG			［新規］				
	900	－その他のもの		KG		900	－その他のもの			KG	
38.19					38.19						
〜		［略］			〜		［同左］				
38.27					38.27						
［略］					［同左］						
61.01					61.01						
〜		［略］			〜		［同左］				
61.10					61.10						
61.11		乳児用の衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）			61.11		乳児用の衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）				
6111.20		［略］			6111.20		［同左］				
6111.30	000	－合成繊維製のもの	NO	KG	6111.30		－合成繊維製のもの				
						200	－－パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類	PR	KG		
						900	－－その他のもの	NO	KG		
6111.90		［略］			6111.90		［同左］				
61.12					61.12						
〜		［略］			〜		［同左］				

61.17					61.17				
［略］					［同左］				
68.01 ～ 68.03		［略］			68.01 ～ 68.03		［同左］		
68.04		ミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールその他これらに類する物品（粉砕用、研磨用、整形用又は切断用のものに限るものとし、フレーム付きのものを除く。）及び手研ぎ用砥石並びにこれらの部分品で、天然石製、凝結させた天然若しくは人造の研磨材料製又は陶磁製のもの（この項の物品については、他の材料の部分品を有するか有しないかを問わない。）			68.04		ミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールその他これらに類する物品（粉砕用、研磨用、整形用又は切断用のものに限るものとし、フレーム付きのものを除く。）及び手研ぎ用砥石並びにこれらの部分品で、天然石製、凝結させた天然若しくは人造の研磨材料製又は陶磁製のもの（この項の物品については、他の材料の部分品を有するか有しないかを問わない。）		
6804.10		［略］			6804.10		［同左］		
		－その他のミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールその他これらに類する物品					－その他のミルストーン、グラインドストーン、グラインディングホイールその他これらに類する物品		
6804.21	000	－－凝結させた合成又は天然のダイヤモンド製のもの		KG	6804.21		－－凝結させた合成又は天然のダイヤモンド製のもの		
						100	－－－切断用のもの		KG
						200	－－－研削用のもの		KG
						900	－－－その他のもの		KG
6804.22 ～ 6804.30		［略］			6804.22 ～ 6804.30		［同左］		
68.05 ～ 68.15		［略］			68.05 ～ 68.15		［同左］		
［略］					［同左］				
		［略］					［同左］		
69.01		［略］			69.01		［同左］		
69.02		耐火れんが、耐火ブロック、耐火タイルその他これらに類する建設用陶磁製耐火製品（けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除く。）			69.02		耐火れんが、耐火ブロック、耐火タイルその他これらに類する建設用陶磁製耐火製品（けいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造したものを除く。）		
6902.10		［略］			6902.10		［同左］		
6902.20	000	－アルミナ（Al_2O_3）若しくはシリカ（SiO_2）又はこれらの相互の			6902.20		－アルミナ（Al_2O_3）若しくはシリカ（SiO_2）又はこれらの相互の		

		混合物若しくは化合物の含有量が全重量の５０％を超えるもの		MT			混合物若しくは化合物の含有量が全重量の５０％を超えるもの		
						200	－－けい石質のもの		MT
						900	－－その他のもの		MT
6902.90		［略］			6902.90		［同左］		
69.03					69.03				
～		［略］			～		［同左］		
69.14					69.14				
［略］					［同左］				
76.01		［略］			76.01		［同左］		
76.02					76.02				
7602.00		アルミニウムのくず			7602.00		アルミニウムのくず		
	100	－アルミ缶のもの		KG		100	－アルミ缶のもの		KG
	200	－サッシのもの		KG		200	－サッシのもの		KG
		［削除］				300	－切削くず及び打抜きくず		KG
	400	－切削くず		KG			［新規］		
	500	－打抜きくず		KG			［新規］		
	900	－その他のもの		KG		900	－その他のもの		KG
76.03					76.03				
～		［略］			～		［同左］		
76.16					76.16				
［略］					［同左］				
81.01					81.01				
～		［略］			～		［同左］		
81.11					81.11				
81.12		ベリリウム、クロム、ハフニウム、レニウム、タリウム、カドミウム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、インジウム及びニオブ（くずを含む。）並びにこれらの製品（くずを含む。）			81.12		ベリリウム、クロム、ハフニウム、レニウム、タリウム、カドミウム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、インジウム及びニオブ（くずを含む。）並びにこれらの製品（くずを含む。）		
		［略］					［同左］		
8112.12					8112.12				
～		［略］			～		［同左］		
8112.69					8112.69				
		－その他のもの					－その他のもの		

8112.92		－－塊、くず及び粉			8112.92	000	－－塊、くず及び粉		KG		
	100	－－－ガリウムのもの		KG							
	900	－－－その他のもの		KG							
8112.99		［略］			8112.99		［同左］				
81.13		［略］			81.13		［同左］				
［略］					［同左］						
82.01					82.01						
～		［略］			～		［同左］				
82.06					82.06						
82.07		手工具（動力駆動式であるかないかを問わない。）用又は加工機械用の互換性工具（例えば、プレス、型打ち、押抜き、ねじ立て、ねじ切り、穴あけ、中ぐり、ブローチ削り、フライス削り、切削又はねじの締付けに使用するもの。金属の引抜き用又は押出し用のダイス及び削岩用又は土壌せん孔用の工具を含む。）			82.07		手工具（動力駆動式であるかないかを問わない。）用又は加工機械用の互換性工具（例えば、プレス、型打ち、押抜き、ねじ立て、ねじ切り、穴あけ、中ぐり、ブローチ削り、フライス削り、切削又はねじの締付けに使用するもの。金属の引抜き用又は押出し用のダイス及び削岩用又は土壌せん孔用の工具を含む。）				
		［略］					［同左］				
8207.13					8207.13						
～		［略］			～		［同左］				
8207.70					8207.70						
8207.80		－切削用工具			8207.80		－切削用工具				
	100	－－作用する部分に焼結した金属炭化物又はサーメットを使用したもの	NO	KG		100	－－作用する部分に焼結した金属炭化物又はサーメットを使用したもの	NO	KG		
	200	－－作用する部分にダイヤモンドを使用したもの	NO	KG		200	－－作用する部分にダイヤモンドを使用したもの	NO	KG		
	300	－－高速度鋼製のもの		KG			－－高速度鋼製のもの				
						310	－－－バイト	NO	KG		
						320	－－－ギヤカッター	NO	KG		
						390	－－－その他のもの		KG		
	900	－－その他のもの		KG		900	－－その他のもの		KG		
8207.90		［略］			8207.90		［同左］				
82.08					82.08						
～		［略］			～		［同左］				
82.15					82.15						
［略］					［同左］						
84.01					84.01						

～		［略］					～		［同左］				
84.13							84.13						
84.14		気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン、換気用又は循環用のフード（ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。）並びに密閉形の生物学的安全キャビネット（フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。）					84.14		気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン、換気用又は循環用のフード（ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。）並びに密閉形の生物学的安全キャビネット（フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。）				
8414.10							8414.10						
～		［略］					～		［同左］				
8414.70							8414.70						
8414.80		－その他のもの					8414.80		－その他のもの				
	100	－－気体ポンプ	NO	KG				100	－－気体ポンプ	NO	KG		
		－－気体圧縮機							－－気体圧縮機				
	210	－－－往復式のもの	NO	KG				210	－－－往復式のもの	NO	KG		
		［削除］						220	－－－回転式のもの	NO	KG		
	290	－－－その他のもの	NO	KG				290	－－－その他のもの	NO	KG		
	900	－－その他のもの	NO	KG				900	－－その他のもの	NO	KG		
8414.90		［略］					8414.90		［同左］				
84.15							84.15						
～		［略］					～		［同左］				
84.80							84.80						
84.81		コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品用のものに限る。）					84.81		コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品用のものに限る。）				
8481.10							8481.10						
～		［略］					～		［同左］				
8481.40							8481.40						
8481.80		－その他の物品					8481.80		－その他の物品				
	100	－－鉄鋼製のもの		KG					－－鉄鋼製のもの				
								110	－－－鋳鉄製のもの（可鍛鋳鉄製のものを含む。）		KG		
								190	－－－その他のもの		KG		
	200	－－銅製のもの		KG				200	－－銅製のもの		KG		
	900	－－その他のもの		KG				900	－－その他のもの		KG		

8481.90		［略］			8481.90		［同左］				
84.82					84.82						
〜		［略］			〜		［同左］				
84.87					84.87						
［略］					［同左］						
85.01					85.01						
〜		［略］			〜		［同左］				
85.04					85.04						
85.05		電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化してないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド			85.05		電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化してないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド				
		－永久磁石及び永久磁石用の物品で磁化してないもの					－永久磁石及び永久磁石用の物品で磁化してないもの				
8505.11		－－金属製のもの			8505.11	000	－－金属製のもの		KG		
		－－－ネオジム鉄ほう素磁石									
	110	－－－－ボンド磁石		KG							
	120	－－－－テルビウム又はジスプロシウムを含有するもの（ボンド磁石を除く。）		KG							
	190	－－－－その他のもの		KG							
	200	－－－サマリウムコバルト磁石		KG							
	300	－－－サマリウム鉄窒素ボンド磁石		KG							
	900	－－－その他のもの		KG							
8505.19		－－その他のもの			8505.19	000	－－その他のもの		KG		
	100	－－－フェライト磁石		KG							
	900	－－－その他のもの		KG							
8505.20		［略］			8505.20		［同左］				
8505.90		［略］			8505.90		［同左］				
85.06					85.06						
〜		［略］			〜		［同左］				
85.41					85.41						
85.42		集積回路			85.42		集積回路				
		－集積回路					－集積回路				
8542.31		－－プロセッサー及びコントローラー（記憶素子、コンバーター、論理			8542.31		－－プロセッサー及びコントローラー（記憶素子、コンバーター、論理				

		回路、増幅器、クロック回路、タイミング回路その他の回路と結合しているかいないかを問わない。）					回路、増幅器、クロック回路、タイミング回路その他の回路と結合しているかいないかを問わない。）		
	100	－－－実装してないもの		NO		100	－－－実装してないもの		NO
		－－－その他のもの					－－－その他のもの		
	910	－－－－ハイブリッド集積回路		NO		910	－－－－ハイブリッド集積回路		NO
		－－－－その他のもの					－－－－その他のもの		
		［削除］				991	－－－－－ＭＰＵ（マイクロプロセッサー）		NO
		［削除］				992	－－－－－ＭＣＵ（マイクロコントローラー）		NO
	993	－－－－－ＤＳＰ（デジタルシグナルプロセッサー）		NO		993	－－－－－ＤＳＰ（デジタルシグナルプロセッサー）		NO
	999	－－－－－その他のもの		NO		999	－－－－－その他のもの		NO
8542.32					8542.32				
～		［略］			～		［同左］		
8542.90					8542.90				
85.43					85.43				
～		［略］			～		［同左］		
85.49					85.49				
［略］					［同左］				
90.01					90.01				
～		［略］			～		［同左］		
90.25					90.25				
90.26		液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の測定用又は検査用の機器（例えば、流量計、液位計、マノメーター及び熱流量計。第９０．１４項、第９０．１５項、第９０．２８項又は第９０．３２項の機器を除く。）			90.26		液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の測定用又は検査用の機器（例えば、流量計、液位計、マノメーター及び熱流量計。第９０．１４項、第９０．１５項、第９０．２８項又は第９０．３２項の機器を除く。）		
9026.10		［略］			9026.10		［同左］		
9026.20		－圧力の測定用又は検査用のもの			9026.20		－圧力の測定用又は検査用のもの		
		－－電気式のもの					－－電気式のもの		
	120	－－－絶対圧力を測定することができるもの	NO	KG		120	－－－絶対圧力を測定することができるもの	NO	KG
	190	－－－その他のもの	NO	KG		190	－－－その他のもの	NO	KG
	900	－－その他のもの	NO	KG			－－その他のもの		
						910	－－－絶対圧力を測定することができるもの	NO	KG
						990	－－－その他のもの	NO	KG

9026.80		［略］			9026.80		［同左］		
9026.90		［略］			9026.90		［同左］		
90.27					90.27				
〜		［略］			〜		［同左］		
90.33					90.33				
［略］					［同左］				
輸入統計品目表					輸入統計品目表				
［略］					［同左］				
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			I	II				I	II
［略］					［同左］				
14.01		［略］			14.01		［同左］		
14.04		植物性生産品（他の項に該当するものを除く。）			14.04		植物性生産品（他の項に該当するものを除く。）		
1404.20		［略］			1404.20		［同左］		
1404.90		－その他のもの			1404.90		－その他のもの		
		－－主として詰物として使用する植物性材料（支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）、主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料（束ねてあるかないかを問わない。）、主として染色用又はなめし用に供する植物性原材料、除虫菊かす、雁皮並びにナット（殻を含むものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）及び種					－－主として詰物として使用する植物性材料（支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）、主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料（束ねてあるかないかを問わない。）、主として染色用又はなめし用に供する植物性原材料、除虫菊かす、雁皮並びにナット（殻を含むものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）及び種		
		［削除］				110	－－－主として詰物として使用する植物性材料（例えば、カポック、ベジタブルヘア及びイールグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）		KG
		［削除］				120	－－－主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料（例えば、ほうきもろこし、ピアッサバ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかないかを問わない。）		KG
	150	－－－主として詰物として使用する植物性材料（例えば、カポック、ベジタブルヘア及びイールグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）及び主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料（例えば、ほうきもろこし、ピアッサバ、カウチグラス及びメキシカンファイバー					［新規］		

		。束ねてあるかないかを問わない。）		KG				
	130	－－－主として染色用又はなめし用に供する植物性原材料		KG		130	－－－主として染色用又はなめし用に供する植物性原材料	KG
	140	－－－除虫菊かす		KG		140	－－－除虫菊かす	KG
	200	－－－雁皮並びにナット（殻を含むものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）及び種		KG		200	－－－雁皮並びにナット（殻を含むものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）及び種	KG
	300	－－たぶの木又はへちまのもの		KG		300	－－たぶの木又はへちまのもの	KG
	410	－－水ごけ		KG		410	－－水ごけ	KG
		－－その他のもの					－－その他のもの	
		－－－かしわの葉及びさるとりいばらの葉					－－－かしわの葉及びさるとりいばらの葉	
	491	－－－－かしわの葉		KG		491	－－－－かしわの葉	KG
	492	－－－－さるとりいばらの葉		KG		492	－－－－さるとりいばらの葉	KG
	499	－－－その他のもの		KG		499	－－－その他のもの	KG
［略］					［同左］			
16.01					16.01			
～		［略］			～		［同左］	
16.03					16.03			
16.04		魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物			16.04		魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物	
		－魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）					－魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）	
1604.11					1604.11			
～		［略］			～		［同左］	
1604.18					1604.18			
1604.19		－－その他のもの			1604.19		－－その他のもの	
	030	－－－さんま		KG			［新規］	
	040	－－－節類（さんまのものを除く。）		KG		020	－－－節類	KG
	090	－－－その他のもの		KG		090	－－－その他のもの	KG
1604.20					1604.20			
～		［略］			～		［同左］	
1604.32					1604.32			
16.05		［略］			16.05		［同左］	
［略］					［同左］			

22.01 ～ 22.05		［略］						22.01 ～ 22.05		［同左］			
22.06								22.06					
2206.00		その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒、ミード及び清酒）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）						2206.00		その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒、ミード及び清酒）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）			
	100	－アルコール分が１％未満のもの		L	KG			100	－アルコール分が１％未満のもの			L	KG
		－その他のもの							－その他のもの				
	210	－－清酒及び濁酒			L			210	－－清酒及び濁酒				L
		－－その他のもの							－－その他のもの				
	221	－－－発酵酒（清酒を除く。）と第２０．０９項又は第２２．０２項の物品との混合物			L			221	－－－発酵酒（清酒を除く。）と第２０．０９項又は第２２．０２項の物品との混合物				L
		－－－その他のもの							－－－その他のもの				
	225	－－－－麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの			L				－－－－麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの				
								223	－－－－－所得税法等の一部を改正する等の法律（平成２９年法律第４号）第７条の規定による改正前の酒税法第２３条第２項第３号ロに規定するもの（発泡酒（酒税法施行令等の一部を改正する政令（平成２９年政令第１１０号）第１条の規定による改正前の酒税法施行令（以下この項において「旧酒税法施行令」という。）で定めるものに限る。）にスピリッツ（旧酒税法施行令で定めるものに限る。）を加えたもの）				L
								224	－－－－－その他のもの				L
		－－－－その他のもの							－－－－その他のもの				
	228	－－－－－所得税法等の一部を改正する等の法律（平成２９年法律第４号）第７条の規定による改正前の酒税法第２３条第２項第３号イに規定するもの（糖類、ホップ、水及び酒税法施行令等の一部を改正する政令（平成２９年政令第１１０号）第１条の規定による改正前の酒税法施行令で定める物品を原料として発酵させたもの）			L			228	－－－－－所得税法等の一部を改正する等の法律（平成２９年法律第４号）第７条の規定による改正前の酒税法第２３条第２項第３号イに規定するもの（糖類、ホップ、水及び旧酒税法施行令で定める物品を原料として発酵させたもの）				L
	229	－－－－－その他のもの			L			229	－－－－－その他のもの				L
22.07								22.07					

～ 22.09		［略］			～ 22.09		［同左］				
［略］					［同左］						
25.01 ～ 25.18 25.19 2519.10 2519.90	 000	 ［略］ 天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに溶融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。） ［略］ －その他のもの		 MT	25.01 ～ 25.18 25.19 2519.10 2519.90	 010 090	 ［同左］ 天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに溶融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。） ［同左］ －その他のもの －－酸化マグネシウム（天然の炭酸マグネシウムを焼いたものを除く。） －－その他のもの		 KG MT		
25.20 ～ 25.30		［略］			25.20 ～ 25.30		［同左］				
［略］					［同左］						
 28.01 ～ 28.04 28.05 2805.11 ～ 2805.19 2805.30	 <										

		－－希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物及び合金を除く。）									
	110	－－－スカンジウム	KG								
	120	－－－イットリウム	KG								
	130	－－－ランタン	KG								
	140	－－－セリウム	KG								
	150	－－－プラセオジム	KG								
	160	－－－ネオジム	KG								
	170	－－－サマリウム	KG								
	180	－－－ユウロピウム	KG								
	190	－－－ガドリニウム	KG								
	200	－－－テルビウム	KG								
	210	－－－ジスプロシウム	KG								
	220	－－－ホルミウム	KG								
	230	－－－エルビウム	KG								
	240	－－－ツリウム	KG								
	250	－－－イッテルビウム	KG								
	260	－－－ルテチウム	KG								
		－－その他のもの									
	910	－－－ネオジム及びプラセオジムの混合物又は合金	KG								
	920	－－－セリウム及びランタンの混合物又は合金（ネオジム又はプラセオジムを含んでいるかいないかを問わない。）	KG								
	990	－－－その他のもの	KG								
2805.40		［略］		2805.40	［同左］						
		［略］			［同左］						
28.06				28.06							
〜		［略］		〜	［同左］						
28.45				28.45							
28.46		希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機の化合物及びこれらの金属の混合物の無機又は有機の化合物		28.46	希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機の化合物及びこれらの金属の混合物の無機又は有機の化合物						
2846.10		［略］		2846.10	［同左］						
2846.90		－その他のもの		2846.90	－その他のもの						

	230	－－酸化スカンジウム	KG			［新規］			
	210	－－酸化イットリウム	KG		210	－－酸化イットリウム		KG	
	220	－－酸化ランタン	KG		220	－－酸化ランタン		KG	
	240	－－酸化プラセオジム	KG			［新規］			
	250	－－酸化ネオジム	KG			［新規］			
	260	－－酸化サマリウム	KG			［新規］			
	270	－－酸化ユウロピウム	KG			［新規］			
	280	－－酸化ガドリニウム	KG			［新規］			
	300	－－酸化テルビウム	KG			［新規］			
	310	－－酸化ジスプロシウム	KG			［新規］			
	320	－－酸化ホルミウム	KG			［新規］			
	330	－－酸化エルビウム	KG			［新規］			
	340	－－酸化ツリウム	KG			［新規］			
	350	－－酸化イッテルビウム	KG			［新規］			
	360	－－酸化ルテチウム	KG			［新規］			
		－－希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの混合物の無機又は有機の化合物							
	501	－－－ネオジム及びプラセオジムの混合物の酸化物	KG			［新規］			
	502	－－－セリウム及びランタンの混合物（ネオジム又はプラセオジムを含んでいるかいないかを問わない。）の酸化物	KG			［新規］			
	590	－－－その他のもの	KG			［新規］			
	290	－－その他のもの	KG		290	－－その他のもの		KG	
28.47		［略］		28.47		［同左］			
28.49		［略］		28.49		［同左］			
28.50				28.50					
2850.00		水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、第２８．４９項の炭化物に該当するものを除く。）		2850.00	000	水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、第２８．４９項の炭化物に該当するものを除く。）		KG	
	010	－窒化ガリウム	KG						
	090	－その他のもの	KG						
28.52		［略］		28.52		［同左］			
28.53		りん化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を		28.53		りん化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を			

		除く。）、その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）、圧搾空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）					除く。）、その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）、圧搾空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）		
2853.10		［略］			2853.10		［同左］		
2853.90		－その他のもの			2853.90		－その他のもの		
	010	――リチウム＝ビス（フルオロスルホニル）イミド		KG		010	――リチウムビス（フルオロスルホニル）イミド		KG
	020	――砒化ガリウム		KG			［新規］		
	090	――その他のもの		KG		090	――その他のもの		KG
［略］					［同左］				
		［略］					［同左］		
29.01					29.01				
〜		［略］			〜		［同左］		
29.30					29.30				
29.31		その他のオルガノインオルガニック化合物			29.31		その他のオルガノインオルガニック化合物		
2931.10					2931.10				
〜		［略］			〜		［同左］		
2931.59					2931.59				
2931.90		－その他のもの			2931.90	000	－その他のもの		KG
	010	――トリメチルガリウム及びトリエチルガリウム		KG					
	090	――その他のもの		KG					
29.32					29.32				
〜		［略］			〜		［同左］		
29.42					29.42				
［略］					［同左］				
38.01					38.01				
〜		［略］			〜		［同左］		
38.17					38.17				
38.18					38.18				
3818.00		元素を電子工業用にドープ処理したもの（円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたものに限る。）及び化合物を電子工業用にドープ処理したもの			3818.00		元素を電子工業用にドープ処理したもの（円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたものに限る。）及び化合物を電子工業用にドープ処理したもの		
	010	－けい素を電子工業用にドープ処理し、円盤状、ウエハー状その他これ				010	－けい素を電子工業用にドープ処理し、円盤状、ウエハー状その他これ		

		らに類する形状にしたもの		KG			らに類する形状にしたもの		KG
		－その他のもの				020	－その他のもの		KG
	021	－－窒化ガリウム又は砒化ガリウムのもの		KG					
	029	－－その他のもの		KG					
38.19					38.19				
〜		［略］			〜		［同左］		
38.27					38.27				
［略］					［同左］				
60.01		パイル編物（ロングパイル編物及びテリー編物を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）			60.01		パイル編物（ロングパイル編物及びテリー編物を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
6001.10					6001.10				
〜		［略］			〜		［同左］		
6001.29					6001.29				
		－その他のもの					－その他のもの		
6001.91		［略］			6001.91		［同左］		
6001.92		－－人造繊維製のもの			6001.92		－－人造繊維製のもの		
	015	－－－ポリエステル製のたてメリヤス編みのもののうちパイルを切つたもので、政令で定める難燃性を有するもの（幅が１４２センチメートル以上のものに限る。）		KG		015	－－－ポリエステル製のたてメリヤス編みのもののうちパイルを切つたもので、政令で定める難燃性を有するもの（幅が１４２センチメートル以上のものに限る。）		KG
		－－－その他のもの					－－－その他のもの		
	020	－－－－たてメリヤスのもの		KG		020	－－－－たてメリヤスのもの		KG
		－－－－その他のもの					－－－－その他のもの		
							－－－－－合成繊維製のもの		
	092	－－－－－ポリエステル製のもの		KG		092	－－－－－－ポリエステルのもの		KG
						094	－－－－－－その他のもの		KG
	099	－－－－－その他のもの		KG		099	－－－－－再生繊維又は半合成繊維製のもの		KG
6001.99		［略］			6001.99		［同左］		
60.02					60.02				
〜		［略］			〜		［同左］		
60.06					60.06				
［略］					［同左］				
62.01					62.01				

～		［略］			～		［同左］				
62.14					62.14						
62.15		ネクタイ			62.15		ネクタイ				
6215.10	000	－絹（絹のくずを含む。）製のもの	NO	KG	6215.10		－絹（絹のくずを含む。）製のもの				
						010	－－表地が絹のみから成るもの	NO	KG		
						090	－－その他のもの	NO	KG		
6215.20		［略］			6215.20		［同左］				
6215.90		［略］			6215.90		［同左］				
62.16		［略］			62.16		［同左］				
62.17		［略］			62.17		［同左］				
［略］					［同左］						
		［略］					［同左］				
72.01					72.01						
～		［略］			～		［同左］				
72.07					72.07						
72.08		鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が６００ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）			72.08		鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が６００ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）				
7208.10					7208.10						
～		［略］			～		［同左］				
7208.40					7208.40						
		－その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないものに限る。）					－その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないものに限る。）				
7208.51		－－厚さが１０ミリメートルを超えるもの			7208.51		－－厚さが１０ミリメートルを超えるもの				
		－－－炭素の含有量が全重量の０．６％未満のもの					－－－炭素の含有量が全重量の０．６％未満のもの				
	011	－－－－厚さが５０ミリメートル以下のもの		KG		011	－－－－厚さが５０ミリメートル以下のもの			KG	
	019	－－－－厚さが５０ミリメートルを超えるもの		KG		019	－－－－厚さが５０ミリメートルを超えるもの			KG	
		－－－その他のもの					－－－その他のもの				
	020	－－－－降伏点が３５５メガパスカル以上のもの		KG			－－－－降伏点が３５５メガパスカル以上のもの				
						021	－－－－－厚さが５０ミリメートル以下のもの			KG	
						029	－－－－－厚さが５０ミリメートルを超えるもの			KG	
	030	－－－－その他のもの		KG		030	－－－－その他のもの			KG	

7208.52		－－厚さが４．７５ミリメートル以上１０ミリメートル以下のもの			7208.52		－－厚さが４．７５ミリメートル以上１０ミリメートル以下のもの		
		－－－炭素の含有量が全重量の０．６％未満のもの					－－－炭素の含有量が全重量の０．６％未満のもの		
	011	－－－－厚さが６ミリメートル未満のもの	KG			011	－－－－厚さが６ミリメートル未満のもの		KG
	019	－－－－その他のもの	KG			019	－－－－その他のもの		KG
		－－－その他のもの					－－－その他のもの		
	020	－－－－降伏点が３５５メガパスカル以上のもの	KG			020	－－－－降伏点が３５５メガパスカル以上のもの		KG
	030	－－－－その他のもの	KG				－－－－その他のもの		
						031	－－－－－厚さが６ミリメートル未満のもの		KG
						039	－－－－－その他のもの		KG
7208.53					7208.53				
～		［略］			～		［同左］		
7208.90					7208.90				
72.09					72.09				
～		［略］			～		［同左］		
72.24					72.24				
72.25		その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が６００ミリメートル以上のものに限る。）			72.25		その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が６００ミリメートル以上のものに限る。）		
		－けい素電気鋼のもの					－けい素電気鋼のもの		
7225.11		［略］			7225.11		［同左］		
7225.19		－－その他のもの			7225.19		－－その他のもの		
	010	－－－厚さが０．３５ミリメートル未満のもの（けい素の含有量が全重量の３．０％以上のものに限る。）	KG			010	－－－厚さ０．３５ミリメートル未満のもの（けい素の含有量が全重量の３．０％以上のものに限る。）		KG
	090	－－－その他のもの	KG			090	－－－その他のもの		KG
7225.30					7225.30				
～		［略］			～		［同左］		
7225.99					7225.99				
72.26		その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が６００ミリメートル未満のものに限る。）			72.26		その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が６００ミリメートル未満のものに限る。）		
		－けい素電気鋼のもの					－けい素電気鋼のもの		
7226.11		［略］			7226.11		［同左］		
7226.19		－－その他のもの			7226.19		－－その他のもの		
	010	－－－厚さが０．３５ミリメートル未満のもの（けい素の含有量が全重				010	－－－厚さ０．３５ミリメートル未満のもの（けい素の含有量が全重量		

		量の３．０％以上のものに限る。）		KG			の３．０％以上のものに限る。）		KG
	090	－－－その他のもの		KG		090	－－－その他のもの		KG
7226.20					7226.20				
～		［略］			～		［同左］		
7226.99					7226.99				
72.27					72.27				
～		［略］			～		［同左］		
72.29					72.29				
［略］					［同左］				
73.01		鋼矢板（穴をあけてあるかないか又は組み合わせてあるかないかを問わない。）及び溶接形鋼			73.01		鋼矢板（穴をあけてあるかないか又は組み合わせてあるかないかを問わない。）及び溶接形鋼		
7301.10		［略］			7301.10		［同左］		
7301.20		－形鋼			7301.20	000	－形鋼		KG
	010	－－Ｈ形鋼		KG					
	090	－－その他のもの		KG					
73.02					73.02				
～		［略］			～		［同左］		
73.05					73.05				
73.06		鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの）			73.06		鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの）		
		［略］					［同左］		
7306.11					7306.11				
～		［略］			～		［同左］		
7306.50					7306.50				
		－その他の溶接管（横断面が円形のものを除く。）					－その他の溶接管（横断面が円形のものを除く。）		
7306.61		－－横断面が正方形又は長方形のもの			7306.61		－－横断面が正方形又は長方形のもの		
	100	－－－合金鋼製のもの		KG		100	－－－合金鋼製のもの		KG
		－－－その他のもの					－－－その他のもの		
		［削除］				910	－－－－一辺の長さが２００ミリメートル以上のもの		KG
	920	－－－－プレスコラム		KG			［新規］		
	990	－－－－その他のもの		KG		990	－－－－その他のもの		KG
7306.69		［略］			7306.69		［同左］		

7306.90		［略］			7306.90		［同左］				
73.07		［略］			73.07		［同左］				
73.08		構造物及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。例えば、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、手すり及び柱。第９４．０６項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品			73.08		構造物及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。例えば、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、手すり及び柱。第９４．０６項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品				
7308.10					7308.10						
〜		［略］			〜		［同左］				
7308.40					7308.40						
7308.90		－その他のもの			7308.90		－その他のもの				
		－－構造物及びその部分品				010	－－構造物及びその部分品		KG		
	011	－－－鉄骨		KG							
	019	－－－その他のもの		KG							
	090	－－その他のもの		KG		090	－－その他のもの		KG		
73.09					73.09						
〜		［略］			〜		［同左］				
73.26					73.26						
［略］					［同左］						
81.01					81.01						
〜		［略］			〜		［同左］				
81.11					81.11						
81.12		ベリリウム、クロム、ハフニウム、レニウム、タリウム、カドミウム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、インジウム及びニオブ（くずを含む。）並びにこれらの製品（くずを含む。）			81.12		ベリリウム、クロム、ハフニウム、レニウム、タリウム、カドミウム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、インジウム及びニオブ（くずを含む。）並びにこれらの製品（くずを含む。）				
		［略］					［同左］				
8112.12					8112.12						
〜		［略］			〜		［同左］				
8112.69					8112.69						
		－その他のもの					－その他のもの				
8112.92		－－塊、くず及び粉			8112.92		－－塊、くず及び粉				
	100	－－－インジウムのもの		KG		100	－－－インジウムのもの		KG		

	200	－－－バナジウムのもの		KG		200	－－－バナジウムのもの		KG
		－－－その他のもの					－－－その他のもの		
	910	－－－－ゲルマニウムのもの		KG		910	－－－－ゲルマニウムのもの		KG
	920	－－－－ガリウムのもの		KG			［新規］		
	990	－－－－その他のもの		KG		990	－－－－その他のもの		KG
8112.99		［略］			8112.99		［同左］		
81.13		［略］			81.13		［同左］		
［略］					［同左］				
84.01					84.01				
～		［略］			～		［同左］		
84.14					84.14				
84.15		エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。）			84.15		エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。）		
8415.10		［略］			8415.10		［同左］		
8415.20		［略］			8415.20		［同左］		
		－その他のもの					－その他のもの		
8415.81		［略］			8415.81		［同左］		
8415.82		［略］			8415.82		［同左］		
8415.83	000	－－冷却ユニットを自蔵しないもの		NO	8415.83		－－冷却ユニットを自蔵しないもの		
						091	－－－定格冷房消費電力が３キロワット以下のもの		NO
						099	－－－その他のもの		NO
8415.90		［略］			8415.90		［同左］		
84.16					84.16				
～		［略］			～		［同左］		
84.80					84.80				
84.81		コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品用のものに限る。）			84.81		コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品用のものに限る。）		
8481.10					8481.10				
～		［略］			～		［同左］		
8481.40					8481.40				

8481.80	000	－その他の物品	NO	KG	8481.80		－その他の物品			
						010	－－鉄鋼製のもの	NO	KG	
						020	－－銅製のもの	NO	KG	
						090	－－その他のもの	NO	KG	
8481.90		［略］			8481.90		［同左］			
84.82					84.82					
～		［略］			～		［同左］			
84.87					84.87					
［略］					［同左］					
85.01					85.01					
～		［略］			～		［同左］			
85.04					85.04					
85.05		電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化してないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド			85.05		電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化してないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド			
		－永久磁石及び永久磁石用の物品で磁化してないもの					－永久磁石及び永久磁石用の物品で磁化してないもの			
8505.11		－－金属製のもの			8505.11	000	－－金属製のもの		KG	
		－－－ネオジム鉄ほう素磁石								
	011	－－－－ボンド磁石		KG						
	012	－－－－テルビウム又はジスプロシウムを含有するもの（ボンド磁石を除く。）		KG						
	019	－－－－その他のもの		KG						
	020	－－－サマリウムコバルト磁石		KG						
	030	－－－サマリウム鉄窒素ボンド磁石		KG						
	090	－－－その他のもの		KG						
8505.19		－－その他のもの			8505.19	000	－－その他のもの		KG	
	010	－－－フェライト磁石		KG						
	090	－－－その他のもの		KG						
8505.20		［略］			8505.20		［同左］			
8505.90		［略］			8505.90		［同左］			
85.06					85.06					
～		［略］			～		［同左］			

85.16						85.16					
85.17		電話機（スマートフォン及び携帯回線網用その他の無線回線網用のその他の電話を含む。）及びその他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（ＬＡＮ）又はワイドエリアネットワーク（ＷＡＮ））用の通信機器を含む。）（第８４．４３項、第８５．２５項、第８５．２７項及び第８５．２８項の送受信機器を除く。）				85.17		電話機（スマートフォン及び携帯回線網用その他の無線回線網用のその他の電話を含む。）及びその他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（ＬＡＮ）又はワイドエリアネットワーク（ＷＡＮ））用の通信機器を含む。）（第８４．４３項、第８５．２５項、第８５．２７項及び第８５．２８項の送受信機器を除く。）			
		［略］						［同左］			
8517.11						8517.11					
〜		［略］				〜		［同左］			
8517.18						8517.18					
		－その他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（ＬＡＮ）又はワイドエリアネットワーク（ＷＡＮ））用の通信機器を含む。）						－その他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（ＬＡＮ）又はワイドエリアネットワーク（ＷＡＮ））用の通信機器を含む。）			
8517.61		［略］				8517.61		［同左］			
8517.62	000	－－音声、画像その他のデータを受信、変換、送信又は再生するための機械（スイッチング機器及びルーティング機器を含む。）		NO		8517.62		－－音声、画像その他のデータを受信、変換、送信又は再生するための機械（スイッチング機器及びルーティング機器を含む。）			
							010	－－－スイッチング機器及びルーティング機器			NO
							090	－－－その他のもの			NO
8517.69						8517.69					
〜		［略］				〜		［同左］			
8517.79						8517.79					
85.18						85.18					
〜		［略］				〜		［同左］			
85.49						85.49					
［略］						［同左］					

【資料６】

財 関 第 1242 号
令和８年 10 月 30 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長　　寺岡　光博

分類例規の一部改正について

分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、令和９年１月１日以降申告される貨物について適用されたい。

記

分類例規の一部を次のように改正する。

（第１部（国際分類例規）の一部改正）

別紙１「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

（第２部（国内分類例規）の一部改正）

別紙２「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

（別紙１）

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

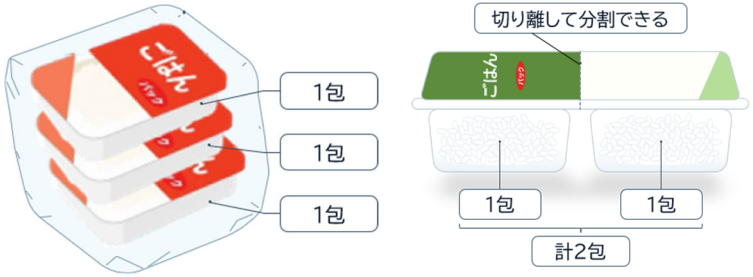
改正後		改正前	
2853.90	１．リチウム＝ビス（フルオロスルホニル）イミド （省　略）	2853.90	１．リチウムビス（フルオロスルホニル）イミド （同　左）

（別紙２）

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
1605.52	１．干し貝柱 輸出統計品目表第1605.52号において、「干し貝柱」とは、スキャロップの貝柱を、加熱調理後に、乾燥させたものをいう。これらは製造工程において、塩ゆでを行っているものを含み、みりん漬け等の調味をしたものは含まない。		（新　規）
1904.90	１．「１包の正味重量」の解釈について 輸出統計品目表第1904.90号（統計細分011）における、「１包の正味重量」の解釈については、個包装又は個別容器当たりの正味重量を示すものとする。例えば、パックご飯の場合における１包の例は、以下の図のとおり。 		（新　規）
1904.90 又は 1905.90	１．「冷凍保存が必要なもの」の解釈について 輸出統計品目表第1904.90号及び第1905.90号において、「冷凍保存が必要なもの」として取り扱う物品は、製造から販売の各段階を通じて品質保持のため継続して冷凍保存する必要がある物品をいう。これらの物品は、通常マイナス15℃以下で保		（新　規）

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	存される必要があり、小売用の物品にあっては、「要冷凍」、「Frozen」等の冷凍状態での保存を指示する表示又はインボイス等の添付書類に記載された品名によって確認することができる。		
2104.10	**１．即席味噌汁** 輸出統計品目表第2104.10号において、「即席味噌汁」とは、通常、湯を注ぐことで一食分の味噌汁又はこれに類するスープとなるものを指し、各成分のうち、いわゆる具（例えば、肉、魚介類、野菜又はこれらの調製品）以外のものにおいて味噌の重量が最大のものをいう。「即席味噌汁」には、生タイプのもの、顆粒タイプ、フリーズドライ製法のものを含み、輸出統計品目表第2103.90号の「味噌」を含まない。		（新　規）
7306.61	**１．プレスコラム** 輸入統計品目表第7306.61号において、「プレスコラム」（統計細分920）とは、建築構造用角形鋼管であり、鋼板をプレスして角形鋼管の角になる部分を成形し、縦方向にアーク溶接をしたものをいう。 溶接後、完成したプレスコラムの外表面には、はっきり見える金属の隆起したビード（weld bead）が存在する。 実務的には、建築基準法施行規則第10条の５の22に基づき国土交通大臣が通知する認定書が提出される場合、当該認定書の「認定をした構造方法又は建築材料の名称」欄に、「建築構造用」及び「冷間プレス成形角形鋼管」のいずれも記載があることにより所属を決定して差し支えない。		（新　規）

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
7308.90	１．鉄骨 輸入統計品目表第7308.90号において、「鉄骨」（統計細分011）とは、建築物の骨組みに使用する部材であって、形鋼、鋼管又は鋼板から成り、溶接して組み立てられたものをいう。ただし、鋼板（接合又は補強のために使用されるものを含む。）が溶接されているものに限る。		（新　規）